

県教委「勤務実態調査」の資料をもとに、超過勤務「上限ライン」を超える長時間労働の解消を強く要望!!

第2回人事委員会交渉続報

# 月超過勤務、小学校64時間20分中学校91時間8分! 超過勤務解消は「待ったなし」の重要かつ喫緊の課題!!

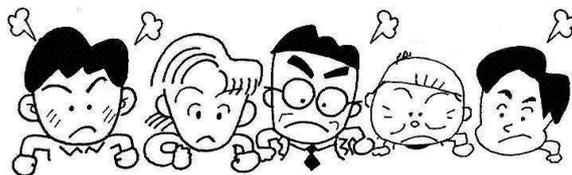
兵庫県教育委員会は2022年6月～7月の1週間の期間に行った勤務実態調査(県下135校で実施)の結果を「働きがいのある学校づくりに向けた現状と取組」としてまとめ、今年4月にその内容を発表しています。9月22日(金)に行われた第2回人事委員会交渉で、兵庫教組はその資料をもとに、兵庫県の小中学校の超過勤務の実態を明らかにした上で、その状況にさらに「教職員未配置」が追い打ちをかけ、現場は大変な状況だと厳しく追及。その改善を強く求める勧告・報告になるよう求めました。

人事委員会は労働基本権制約の代償機関として、この状況をすぐに改善するよう県教育委員会に勧告・報告することが求められていますが、当該の県教育委員会はこの状況をどうとらえ、どう改善していくのが厳しく問われています。本年度確定交渉の大きな課題の一つであることは言うまでもありません。残る人事委員会交渉は2回です。私たちの声をしっかりと人事委員会に届け、その先の対県確定交渉を見据えて、力を合わせていきましょう。

## 県教委資料「働きがいのある学校づくりに向けた現状と取組」からわかること!

県教委発表の資料の「2 勤務実態調査結果 ①超過勤務時間の経年比較」(実際の資料は、小・中・高・特支・平均の棒グラフで示されています。ここでは小中学校のみ表にしました。)からわかることは次の通りです。

超過勤務の経年比較		平成28年	令和元年	令和4年
小学校	平日	3:07	3:10	2:57
	休日	0:51	0:42	0:40
中学校	平日	3:31	3:32	3:23
	休日	4:15	3:26	2:56



県教委のコメントは「超過勤務は全校種で減少し、中学校の休日の減少(30分)が大きい」です。確かに、小学校も中学校も平日休日ともに、超過勤務はわずかですが減っています。しかし、このとらえ方でいいのでしょうか。

文科科学省は超過勤務の上限ラインを月45時間と設定し、各都道府県教委に「超過勤務縮減のガイドライン」として示しています。今回の県教委の調査のように平日1日の超過勤務では、そのガイドラインと比べることができません。そこで、兵庫教組は次の方法で、平日の超過勤務時間をもとに月換算(4週28日)で計算をし直しました。

$$\text{平日超過勤務時間} \times 4 \text{週}(20 \text{日}) + \text{休日超過勤務時間} \times 4 \text{週}(8 \text{日}) = \text{月超過勤務時間}(4 \text{週}28 \text{日})$$

例) 小学校 平日 2時間57分=177分 休日 0時間40分=40分  
177分×20日+40分×8=3860分 3860分=64時間20分

超過勤務の月換算		令和4年	4週換算	合計
小学校	平日	2:57	59時間	64時間20分
	休日	0:40	5時間20分	
中学校	平日	3:23	67時間40分	91時間8分
	休日	2:56	23時間28分	

## 文科省上限ライン45時間を大幅に超え、中学校は過労死ラインの80時間も超える異常な実態!

県教委の勤務実態調査からは、とんでもない長時間過密労働の実態が浮かび上がってきます。とりわけ中学校の状況は一刻の猶予も許されない緊急事態だと言っても過言ではありません。22日の交渉でも中学校の組合員から過酷な現場の実態を訴える発言がありましたが、そんな切実な声を集中させましょう。

**人事委員会勧告の直前まで、切実な声をジャンボ署名で届けましょう!!**